

令和6年3月1日

各位

長野県下高井郡山ノ内町平穏7148-31
株式会社ホテルハイツ志賀高原
TEL0269-34-3030

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、ホテルハイツ志賀高原におきまして、ノロウイルスによる食中毒事故が発生いたしました。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、日頃より当館をご利用いただいておりますお客様及び今後当館をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

当館は、長野県北信保健所より営業等停止命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 食中毒事故の内容 2024年2月19日夕食から2月22日朝食を「ホテルハイツ レストラン」でご飲食された3グループのお客様より、嘔吐や下痢等の症状を呈しているというご報告がありました。これを受け、2月22日に長野北信保健所の立ち入り検査が実施されました。この結果、発症されたお客様及び当館従業員合わせて43名からノロウイルスが検出され、発生状況等により当館で感染されたものと判明いたしました。当館では、この事態が判明した同年2月25日よりレストラン部門の営業を自粛しております。

2. 行政処分の内容について

上記の内容により、2024年2月29日付で長野県北信保健所より以下のとおり営業禁止処分を受けました。

処分店舗 : ホテルハイツ

所轄保健所 : 長野県北信保健所

処分年月日 : 2024年2月29日

処分の理由 : 食品衛生法第6条第3号違反

処分の内容 : 2024年2月29日から3日間の営業停止 (2024年3月2日まで)

病原物質 : ノロウイルス

3. 再発防止等について 当社では、日頃からの従業員に対する衛生教育のほか、定期的に専門機関による衛生検査を行うなど、衛生管理の徹底に努めてまいりました。しかしながら、この度この様な食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。当社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め深く反省し、長野県北信保健所のご指導に従い営業再開前に食品衛生講習や店内消毒を実施するとともに、食材管理や従業員の体調管理を徹底してまいります。また、スタッフ一丸となりお客様の信頼を回復出来ますよう努めてまいります。

以上